

竹と建築

—大分県の竹史(二)—

七四

1 概観

古代の遺跡から竹製品の用器が出土したり、竹片が出土したりする事は、竹材の豊富な日本では、古くから石・土・木等と共に、竹が重要な用具・建築・土木等の材料であったことを意味するものであるが、とりわけ自然条件に順応して木造建築の発達した日本では、石材、木材等とともに竹材は欠くことのできない重要な建築用材であった。

以下建築用材としての竹について、深山八幡宮、神角寺等の造営、修復等を中心としてどのように使用されたか、又豊後国豊前国等に残る近世史料や、農家建造物を取りあげながら竹が民衆建築とどのように結びついていたか、更に、家屋建築に關聯してどのような分野に使用されたか等史料を摘録しながら述べてみることにする。

2 深山八幡の造営

豊後国大野郡深山八幡宮舞殿建立料物支配状案によると、豊饒殿建立のための料物の中に、ふか山神主より、屋中竹(親骨組竹のことで五寸以上)二本、たる木竹(大野郡ではみだれ竹と言う)三本、しもと(二寸五分迄の竹材)一束、しやうらん庵より屋中竹一本、たる木竹二本、衛藤九郎兵衛より屋中竹一本、たる木竹二本、御中間仁三郎よりたる木竹、うりか迫よりしもと、(束単位であり、草屋根をふくときおさえとするために使った)、衛藤仁左衛門より屋中竹二本等の竹材寄進が見え、更に舞殿建立の際は、たる木竹三本、しもと一束が必要であることが記されているが、これは、明らかに当代の社寺建築

寺改築に際しては、社寺に關係ある者達が競って寄進し、社寺につながって自己の権力を拡大しようとしていたことがうかがえる。

次に参考のために深山八幡宮舞殿建立料物支配状案を記す。^②

〃
(首継目ヨリ闕)

豊饒御分くりの木廿貫ふか山舞殿上荘

かや五駄、はし一まい、屋中竹二本、たるき竹三本、しもと一束、な八五はら、来十月ほんそうあるへく候

十月一日 ふか山神主

たいの分(切符カ)
たい五貫分、石屋一貫分、まかりその五貫分、同前口
キツフヲ認申候、まかりその五貫分衛藤く七殿

一段分

かや一駄、な八一はら、来十月ほんそう有へく候、六郎左衛門

一段分

かや一駄、屋中竹一本、たる木竹二本、な八二はら、屋中竹二本、衛藤仁左衛門

ふか山宮舞殿上ふき之事

かや二駄、はし(リカ)一まい、たるき竹三本、な八二(ら)ら、しもと一束、来十月ほんそう有へく候、

御領切志目 同前(切符)キツフニ書也、

くりの木きりし目

無殿こんりう之事

〔^(五)〕かき一ちやう一尺、せい五寸、^(四方貫)よほうぬき二間、木一ちやう、ひろさ四すん、あつき二寸、かや竹、その外八つねの

ことし、十月中ニそうあるへく候

八月 ふか山宮神主

角屋敷分

はしら一本、なかさ一ちやう、せい五すん、よほうぬき二間一丁

八月

八段田分

はり一しゃ、なかさ三ひろ二尺、たかさ六すん、あつき^(五カ)口寸五分、末〇ヶ一、十月中二本そうあるへく候、かやたけその外、つねのことくこまこま不及口

八月

おきのさこ分

なかさき名分

(花押カ) 「」

3 神角寺観音堂屋根葺替工事

文政十亥年三月(二八七)の豊後国朝地、神角寺屋根葺替見分書によれば、屋根葺替には、萱、薄、葛藤、蕨縄、番縄、竹材、雑木等を使用した、この神角寺観音堂は僅かに五間半四面の建物であるにもかゝらず萱(豊後国の場合竹笹が含まれる場合が多い)一一〇駅、薄一〇束、式本持竹一、五荷、四本持竹二五荷、小柄竹七荷で竹材は大小併せて三拾三荷半

神角寺屋根葺替資材一覧

順	材料人夫	量人数	備考
1	葦	110 駄	古茅と併せ使用
2	薄	10 束	屋根裏に使用
3	蕨 縄	9 番	蕨の根の筋にて作った縄、弾力あり針目押などにつかう
4	番 縄	25 束	
5	式本持竹	1.5 荷	道掛用、鳥踊用
6	4本持竹	25 荷	道 竹
7	小柄竹	7 荷	別に6本持6荷拾本持1荷
8	雑 木	28 本	長さ1丈4尺・末口2寸(後世は杉材使用)
9	雑 木	4 本	同上
10	藁屋根葺	30 人	
11	人 夫	10 人	
12	人 夫	20 人	
13	人 夫	28 人	
14	人 夫	6 人	
15	人 夫	20 人	

となり、それを更に細分すると式本持一、五荷で三本、四本持式拾五荷で百本、六本持六荷で三六本、拾本持一荷で一〇本

小柄竹七荷となり、屋根葺だけをみても如何に多くの竹材が必要であったかがあきらかであり、竹材が建築には欠かせない材料であったことがわかる。

勿論以上は、五間半四面の茅葺き屋根の場合であるか、瓦葺きの場合に於ても、壁小まえ竹及び石下土止め竹等に多量の竹材を要した。次に参考のため神角寺屋根葺替材料人夫見分書を記すと、

一、文政十亥年三月九日 立会人阿雨官次郎^⑧観音

堂五間半四面

- 一、萱百拾駄、但^{屋根古茅足シ葺ニテ捨替日替}
- 一、薄 拾束、但屋根重に召仕
- 一、葛藤、老束組裏芦加き付二召仕
- 一、蕨縄、九番、但棒巻并鳥踊詰に召仕
- 一、番縄、式拾五束、但屋根葺并下地且つ^(マ)
- 一、式本持竹老荷半 ^{道掛用共に}
- 一、四本持竹式拾五荷、但道竹に召仕 ^{但鳥踊竹に召仕}
- 一、小柄竹、七荷、但、シもと竹に召仕 ^(シカ)
- 一、雑木、式拾八本 ^{長さ丈四尺 末口二寸} 但道掛用

同 四本 長卷丈四尺 末口二寸 右同断

一、萱屋根葺 三拾人

一、人夫拾人 但屋根葺日手伝

一、同式拾人、但古屋根取崩持除き共

一、同式拾八人、但道掛并道片付共

一、人夫 六人、但湯沸并小使共

一、同式拾人、但 諸般受取并定肝煎 且雜木伐持出共

合人夫 八拾四人

萱屋根壹付 三拾人

萱 百拾駄

薄 拾束

葛藤 壹束

蕨繩 九番

番繩 貳拾五番

雜木 三拾貳本

内 貳拾八本 長卷丈 末口二寸
四本 長卷丈四尺 末口二寸

竹大小 三拾三何半

内

式本持 竹沓荷半

四本持 竹式拾五荷

六本持 竹六荷

拾本持 竹沓荷

小柄 竹七荷

右者神角寺観音堂屋根葺替見分仕候処、書面之通りに御座候、以上

文政十亥年三月九日

手代 定介 高崎達次郎 同

4 制約された農家建築

江戸時代は、特に近世封建制の所産として農家建築には、厳しい制約が加えられていた。それは、家屋の構造だけでなく、資材の面に於ても同じであった、豊後国岡藩明暦三年（一六五七）之法度書之叟に

一、百姓普請仕候ニ三本持分大キ成竹停止、其下之竹八千石庄屋敷吟味竹積仕、千石庄屋所へ帳を仕置書付印形仕らせ庄屋切手ニ而伐セ可申候、藪近所ニ有之候共、うすき山をば伐せ申間敷候、右之帳面其年之暮ニ山奉行江可差出叟

と記し、百姓家普請に於て、第一に竹の大きさを制約し、小さな竹といえども千石庄屋の検分によって吟味し必要な竹材の見積りをし、その見積りにしたがつて竹材を伐採しその用に供した、而してその見積り書は年の暮に山奉行に差出す事になつて

いたから、千石庄屋といえども、意の如く竹材を切り取る事は許されなかつた、而して、この記録は、藩財政の維持にとつて竹は重要な意義を持つていた事を示唆するものである。

勿論制約は、竹のみに行なわれたのではなく、建築の様式にも、木材にも、畳表にも、屋根にも、壁にも厳しくおこなわれたが、次に参考のために畳表の場合を記してみよう。

天保八年（一八三七）岡藩定書に

一、百姓家畳縁不相成候処、近来獵に相成、藪表縁付をも相用候者有之間、分限を取失不埒之至ニ候、勝手之ため座敷一ト間七嶋縁付迄ハ格別ニ御免申付、其余決而不相成候事、

但し右之通相定候上ハ、来ル十月限相改可申候、尤是迄敷込畳不益之筋も可有之候得共、大元分限（ヨメズ）越者（ヨメズ）を成候程之者、夫式之儀成間敷無之、是迄之表宜敷分ハ、相当之価を以村中ハ買取、村用薄縁ニ相用申事

と記し畳縁付を堅く禁止すると共に、分限を取り失うべからずと厳しく制限を加えているが、この民間建築に於ける畳表を豊前国、中津藩の宝曆二年（一七五二）の場合で見ると、小庄屋以下の農民はその居宅は勿論座敷でも板天井を張る事は許されず、畳は七嶋表に限られている、このような事情であつたから、天井を張る場合は、専ら小竹を編んだものか、実竹を編んだものを天井として使つたことであろう。中津藩在中御条目并御書付に「一小庄屋已下居宅座敷等板天井無用、畳八七嶋表ニ可限候并器物類、百姓相応之品ハ相用、從御役人罷越候とも少も不相応之品相用申間敷事、附（ヨメズ）今迄有来候畳は来酉年までに可相改事」と記されているのは、厳しい制約は建物だけでなく其他の面にも広く及んでいることを示すものである。

以上は、岡藩、中津藩のものものであるが、このような制約は、他の各藩及び幕領に於ても同様で、武家の城郭建築の前にあわれにも農民は、住宅建築の面に於てもひれふした生活を続けねばならなかつた。

その上農民は、自分の家を修理する事すらできず、破れ損じた茅屋に住み続けねばならなかつた。

世事見聞録に

……子を売る親も出来、或は……屋根漏り壁破れ、竹の簀子落ち古き庭切れ、身に覆ふ衣やぶれて、飢寒に堪えかねるもの出来るなり。百姓の一揆徒党などおこる場所は、極めて右体の福有人と困窮人と偏りたるなり……と書かれているのは、郷村の百姓共へ、死なぬ様に、生ぬようと合点致し（昇平夜話）という幕府の考え方がそのまゝの形となつてあらわれていたにすぎない。

ともあれ、竹材は当代に於ては、堀造り、コマエがき、屋根骨組み、床張り、天井張り、屋根茅押え、しもと、簀子、里木竹等と広い用途を持ったものであり、之を裏付けるかのように永録七年（一五六四）の親民鑑月集、竹の事の条には

一 篋（ノタケ）一、しちく、一、八九、一、から竹、一、若竹、一、川竹、いずれも四壁に持て家の修理萬事に吉と記されている。

擬て次に若干農家の破損修理に関して述べてみたいと思う。

安岐町史所収文化十年（一八一三）庄屋日記に、

杉木 八本

から竹 三束

右者、居家破損仕りたく存じ奉り候間、願いの通り御売り、渡し、下され候様、御とりなし下さるべく願ひ上げ奉り候 以上

文化十年 酉八月

又同書子年万覚日記に

御願ひ申し上ぐ竹木の事

一、小松 一八本

一、から竹 三束

右者此の度大風に付き、極難者ども倒家普請仕りたく、竹木御願ひ申し上げ候、御とりなしをもって、仰せ付けられ候様

願い上げ奉り候、 以上

更に中津藩宝曆二年（一七五二）在中御条自井御書付に

子 八月
 郡方御役人為御用在中江罷出候節、又ハ私宅ニ而も村役人に申談、竹木葺草其外頼母子……云々……
 等と記されているのは、農家にとって破損した家の修理も容易でなく、修理に使用する竹材は、郡方役人、村方役人の許可を得てはじめてできるのであった。野津町神野文書に

〃 〃 〃
 このような竹木伐取りの不便は、それだけにとどまらなかった。

一、雑木 壹束 但シ三尺廻り 蔵園村 同村

一、中唐竹 壹束 同村

一、同 壹束 城崎村

右者、御高札御屋形普請御用御渡下され候様、願い奉り候、
 牛 七月 大庄屋（名判）

挾間安太夫様

と記されている如く、高札、屋形普請の時でさへも庄屋は用材拂い下げ願いを呈出せねばならなかったのである。

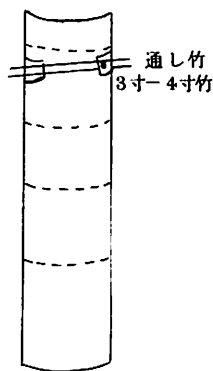
5 消えさせた竹瓦の家

江戸時代の終末とともに、竹の使用は山持ちの自由になった。豊富な竹材に恵まれた大分県下では、明治から、昭和中期まで竹瓦の最盛期であり、各地に竹瓦の家が散見されるようになった。然し、明治末期から大正昭和にかけて、トタン板（亜鉛びき鉄板）の生産量増大と瓦の普及、竹産業の発展による用材の不足などが原因して次第にその姿を消し、昭和二十五年（一九五〇）頃を境として竹瓦の家は全く見られなくなった。以下大分県別府地方の山村に見られた竹瓦について述べてみることに

にする。

竹瓦には、七、八寸以上の充分成長しきった竹が使用されたが、その普及は著しく、主に主屋、うま屋の掛出し、薪小屋、浴場、倉庫、仕事場等には盛んに使用された。

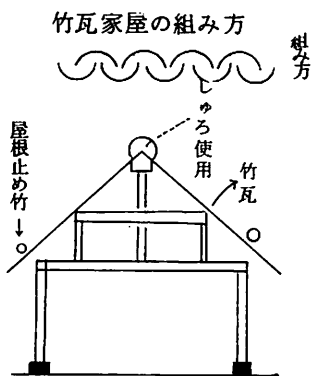
その構造は、竹を適当な長さに切断し、半分に割り、半分に割り、内側の節をきれいにおとし、その基部を五センチ程残し、くりこみをつくり、くり込み部分に三寸から四寸位までの丸竹を通し交互に組み合わせて、針金か棕櫚縄であみ、一枚の片屋根をつくりそれを、主屋やうま屋の一隅にとりつけて使用する場合と、片屋根二枚を積み合わせ、その継ぎ目を棟木の上のせ、更にその上に雨もりをふせぐための設備をするものであるが、主として、別府地方では棕



櫚(わしゆる)の幹の側面をくりぬいたものを使用した、以上のべたように屋根のしくみがかんたんであるために容易に普及したものと思われる。然し竹瓦は、植物性であり、茅屋根と同じであるが、茅屋根、茅屋根の場合は、その一部分が風雨にふれるために除々に腐蝕が進行し、屋根としての寿命は非常に長い、竹瓦の場合は硬質であるにもかかわらず全体の部分が同時に風雨にさらされるため腐蝕は早く寿命は、茅屋根、茅屋根 (草葺き) より短い。

そのためか、今日遺構として残っているものは全くないが竹材の豊富な山間部の村では、最近つくられたものをまゝ見かけることがある。然し実用上の竹瓦建築は全く消滅したと言ってよい。

移りゆく建築技術、開発される建築材料の前に屋根瓦としての竹の必要はなくなつたわけである。



6 豊後の屋根葺職人

豊後では、農村部に屋根師ということばが残っている。屋根師というのは草葺き（藁、茅、笹等でふいた家） 屋根をつくる専門家のことであるが、この屋根師について村の古老は^⑤

「屋根師と呼ばれる人は、屋根ふきが特別うまい人で、村々の農家で屋根のふきかえがあるときは、かならずやとわれ、又自分からもすすんで出掛けて行った、いよいよ屋根葺きはじまると、村の人は、屋根師の指図にしたがって、段々と下から屋根をふきあげていった、屋根ふきが終ると屋根師は、必らず、上座にすえられて祝酒をのむ事になっていた。……屋根師はひごろ、自分の田畑を耕して、米や野菜をつくっていたが耕地はあまり広くはなかった」

と語っているが、

この話から考えられることは、屋根師は屋根葺きの時主人と話し合い村人を指揮して仕事をすすめていたので、ふきかえの主導権をにぎっていた、更に屋根葺きだけの仕事をしているのではなく、他の仕事も（農業）併せおこなって生活していたから、農業と屋根師の兼業であった、と言えるであろう。

では、このような屋根師は、どのような発生のしかたをしたのであろうか

その原因として考えられることは、

第一に、社寺屋根葺と関係ある家柄で技能がすぐれているために屋根師として身をたてた。

第二に、農地がせまいために、生活の糧を得るため、屋根葺がある度に出稼ぎをしてい

るうちに技術的にも上達し兼業の屋根師となった。

第三には、普通農家であるか見覚えで器用なために屋根師と人から自然に呼ばれはじめた。等が考えられるが豊後国の場合果してその何れであらうか。

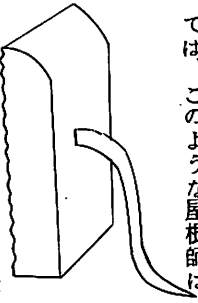


図 屋根師のテコ

中世前期の土木建築諸職を「職人歌合」によってみると、番匠（大工） 壁塗、大鋸司、石切、檜皮葺となっているが、元禄三年（一六九〇）の「人倫訓蒙図彙」の中では、土木関係で、大工、木挽、壁塗（左官） 屋根葺、石礎等があげられ、屋根葺の名がみえる、この事から考えると、江戸時代中期には既に屋根葺師が存在した事になる。然しこれは、当時最大の経済都市であった大阪を背景として存在したものであるから、それがそのまま、豊後国の山村にあてはまるとは考えられない、

然し、武蔵国多磨郡沢井村指出（郷土研究講座生業所収遠藤元男氏諸職所収）に

男は耕作の間に炭、薪、筏木賃日雇等稼申候、女ハ、間ニ木綿仕り候、

……

近郷市場青梅村宿迄二里

……

樋屋 耕作間ニ債細工仕候、 二人

木挽大工 一人

屋方大工 一人

紺 屋 一人

右何れも百姓に而耕作間に稼申候、

（野村兼太郎村明細帳の研究）

と記されていたり、豊後国速見郡小坂村明細帳（大分県地方史料叢書）に

一、作間の稼

男者、七嶋延織、又者近所江罷出日用稼等仕候、女者、七嶋延之堅布木綿等手業仕、又者海草木草之若葉等を取夫食

之助ニ仕候、且又當時江者^(地九)、七嶋田無御座候ニ付、他村へ出張仕候、

等と記されているのをみると、江戸時代には、百姓家に於ては、作間の稼として、当然近村に屋根葺があるたばに出稼ぎをしていたと考えるのは妥当であり、第二の如く、それらの百姓は、技術的にも上達し、兼業の屋根師（屋根葺師）となったと言えそうである。

更に、これを裏づけるものとして当時の農村社会の情勢にも目をむける必要がある。

江戸時代を通じて、竹一本が問題になり、屋根の修理も思うにまかせなかつた時代に、定職としての草葺き屋根職人が農村にいたとしても、それによつて生計がたち得る程の仕事に依頼する百姓の住む村里はなかつたであろう、勿論都市及び都市近郊に於ては、草屋根ふきの屋根師がいたとも考えられるが、飽くまでも農村の屋根師は、明細帳に見られる如く作間の稼としての屋根師であつたと思われる。

以上のような立場からすれば、屋根師の地位は、江戸時代に於て高いものではなく、むしろ本百姓の次に位するものであつたらうと思われる。ところが、明治となり、農家建築が自由になると、屋根師に対する要求も大きくなり、屋根師も又、社会的存在として自己を主張するようになり、その地位も向上していった。

然し、是に述べたごとく草葺きの屋根は、昭和に入つて次第に減じ、第二次世界大戦以後急速な草屋根の減少と共に草屋根師の地位も数も共に低下の一途をたどり、昭和四十五年（一九七〇）の今日では、最早や屋根師を求むるに困難な時代となつた。

（註）①重松義則氏「竹の考古学」（竹 6, 1967 所収）

②大分県史料十三の一七七所収

③昭和四十二年十月二十日発行朝地町史

④大分県別府市大字別府校郷地方

⑤ 別府市枝郷区 安部リキ氏（八四才）談

⑥ 郷土研究講座「生葉」所収 遠藤元男氏「諸職」

⑦ 別府市立図書館蔵（原本）小坂村明細帳……大分県地方史料叢書（一）豊後国村明細帳（四）所収

（別府市教育委員会指導主事）